

2016 年度第 4 回 PCIP 勉強会

【テーマ】 技術士として知っておきたい契約の勘どころ

【講師】 知財コンサルティングセンター会員

技術士（化学、総合技術監理） 金井 隆雄 氏

【開催日時】 2017 年 2 月 2 日（木） 18:30 ～ 20:00

【場所】 （公社）日本技術士会会議室（葺手第二ビル 5 階） D 会議室

【講演概要】

技術士業務を行うにあたっては、契約に関する知識が不可欠です。

今月の勉強会では、技術士として知っておきたい契約の基礎知識と各種契約の概要、押さえておくべきポイントを紹介し、望ましい契約のあり方について考える機会にしたいと思います。

1. 契約についての基礎知識
2. 各種契約の概要
 - 当事者としてかかわる契約（例：業務委託（受託）契約）
 - 業務で取り扱う契約（例：ライセンス契約、秘密保持契約、共同開発契約など）
3. 契約の実例と押さえるべきポイントについて

【会場風景】



技術士として知っておきたい 契約の勘どころ

2017年2月2日

PCIP会員 技術士(化学、総合技術監理)

金井 隆雄

本日の内容

1. 契約に関する基礎知識
2. 各種契約の概要
 - (1) 当事者としてかかわる契約
 - 業務委託/受託契約
 - (2) 業務で取り扱う契約
 - 秘密保持契約、共同研究/開発契約、共同出願契約
ライセンス契約
3. 実際の契約例と押さえるべきポイント
 2. の中で、適宜紹介します。

契約に関する基礎知識

技術士が取り扱うのは技術契約が中心

技術契約:技術情報を取り扱う契約

* 対象となる技術情報は？

特許情報

秘密情報(技術・商品、営業 etc.)、ノウハウなど

いわゆる「技能」も含まれる

* 契約とは？

当事者間の意思の合致を書面にしたもの

(契約書、覚書、合意書 etc. ……名前によらず効力は同じ)

口頭での合意も契約として成立

3

契約に関する基礎知識

1. 契約締結の意義

* 技術情報の性質

- 秘密情報、ノウハウなどは不明確で取り扱いにくいもの。

- その取り扱いを定めるのが技術契約。

* 契約交渉

- 不明確、取り扱いにくいものを対象として、当事者の期待、リスクへの警戒などが入り混じってぶつかり合うもの。

- その結果として、意思の合致が得られる。

* 契約書の意義

- 当事者間で合致した意思を明らかにする(約束を履行する)ため合致した事項を記載しておくもの。

- 法的な制約あり(損害賠償、強制履行 etc.)

4

契約に関する基礎知識

2. 契約締結までのプロセス(交渉)

- * 交渉では利害がぶつかるのが当然と考え、慌てず冷静に考える。
 - なぜぶつかる(もめる)のか？
 - 自分が欲しいものは何か？ 相手が欲しいものは何か？
 - 自分が絶対に譲れないものは何か？ それはなぜか？
思い込みはないか？
 - 相手が譲れないと主張するものは何か？ それはなぜか？
相手の立場に立って考えているか？

- * 自分が譲れないものが、相手方の必要とするものであれば、絶対に落とし所は見つからない。
譲れないものと欲しいもの、のバランス点を見極める。

- * 情報収集と分析、判断が重要となる。

5

契約に関する基礎知識

3. 技術契約の例

契約の種類	締結の目的
秘密保持契約	各種業務の事前検討
共同研究/開発契約	共同研究/開発の実施
ライセンス契約 技術導入/供与契約	他者からの技術導入/他者への技術供与
特許共有/譲渡契約	特許の共同出願、特許権の移転
技術支援契約	技術支援の実施
業務委託/受託契約	他者への業務委託/受託
J/V契約	Joint Ventureの立上げ
生産委託契約	他者への生産委託
購買契約、売買契約	物品の購入、売買

6

各種契約の概要(業務委託/受託契約)

技術士は、当事者としてかかわる可能性あり
→技術士として業務を受託するときの契約

7

各種契約の概要(秘密保持契約)

秘密保持契約の構成(一般的なもの)

- (1) 前文、目的 (2) 定義 (3) 情報開示 (4) 秘密保持義務
- (5) 目的外使用禁止義務 (6) 適用除外 (7) 開示範囲
 - 従業員、役員等に限定? 弁護士、会計士、技術士等の専門家は?
 - 子会社、事業会社、海外子会社は?
- (8) 秘密情報の管理 (9) 複製禁止 (10) 分解、分析・解析禁止
- (11) 非許諾・非譲渡 (12) 非保証
 - 最新情報であることのみ保証、権利侵害については保証しない。
- (13) 知的財産の取扱い
 - 権利は発生しないはずだが、もめる場合も多い
- (14) 否定 - 将来の取引や関わりを約束するものではない
- (15) 返還 (16) 期間 (17) 損害賠償 (18) 紛争解決

8

各種契約の概要(共同研究/開発契約)

共同開発契約の構成(一般的なもの)

- (1) 前文、目的 (2) 定義 (3) 役割分担 (4) 成果の帰属
- (5) 費用負担 (6) 制限事項
 - 成果物の製造、販売、購入等の制限
 - 甲は自ら製造販売せず乙のみから購入する、乙は甲以外には販売してはならない etc.
- (7) (秘密)情報開示と取扱い (8) 期間 (9) 実施許諾

* 注意すべき点

- (1) 本当に共同研究/開発なのか？
 - NDAより多くの制限を受ける可能性あり。
(他のパートナーとの共同検討の制限、自社単独成果との棲み分け etc.)
- (2) 大学との共同研究
 - 特許出願費用等の負担 - 不実施補償の要求

9

各種契約の概要(共同出願契約)

共同出願契約の構成(一般的なもの)

- (1) 前文、目的 (2) 対象案件(発明内容)の特定
- (3) 権利持分 (4) 諸手続きおよび費用負担 (5) 持分の処分等
- (6) 自己実施 (7) 第三者への実施許諾
 - 自己実施は自由
 - 第三者への実施許諾は協議、とするケースが多い
- (8) 第三者との紛争への対処 (9) 秘密保持 (10) 改良発明
- (11) 発明者への補償 (12) 有効期間
 - 原則は、本契約締結日から本件特許の最終存続期間満了日まで

10

各種契約の概要(ライセンス契約)

実務上の留意点

- (1) **定義条項**が重要 ここがはっきりしないと曖昧な契約になる。
- (2) **相手方**に応じて注意点が変わる
 - 競合他社、潜在顧客、他業界、国内関連会社、海外関連会社など
- (3) **ライセンス範囲**の制限は？ 時期的、地域的、分野(業界)を限定 etc.
- (4) **対価**の額は？ 支払いは一時金かランニングか？
- (5) **許諾の種類**
 - 専用実施権か通常実施権か？ 独占的にするか非独占的か？
 - 再実施権の設定は？
- (6) **特許補償** 他社からの訴えられたときの取扱いでもめるケース多い。
 - 全く認めない場合、受領した対価の額を上限とする場合
 - 差止請求に伴うライン停止についても補償を求められるケースあり
- (7) 終了のタイミングは？

11

まとめ

契約は難しいものではありません

契約交渉にあたっては、
自分の言い分を主張するだけでなく、
相手の立場に立って考え、
バランス点を見極めれば、 **合意点は見つかる** はず。

合意点を**契約書(文書)**に落とし込む
技術(テクニク)も重要。

活発な議論を有難うございました。

12

以上